

議案第 5 4 号

財産取得について

京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり消防救急デジタル携帯型無線機等を取得するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、あらゆる災害現場において、通信手段として使用する、消防救急デジタル携帯型無線機等を取得するため、提案するものである。

1 取得する財産及び数量

消防救急デジタル携帯型無線機 24 台及び資機材一式

2 配置場所

京田辺市消防署及び各分署

3 取得の相手方

所在地 大阪府大阪市北区堂島 2 丁目 4 番 27 号

氏 名 西菱電機株式会社 大阪支社 支社長 市瀬 智昭

4 取得の方法

指名競争入札

5 取得の金額

11,880,000 円